

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

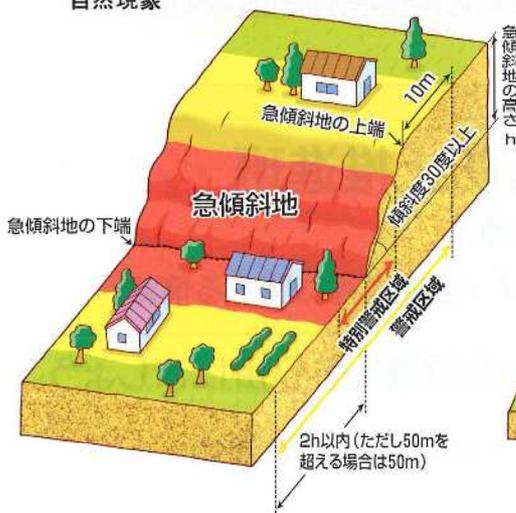
土砂災害警戒区域の指定 〈土砂災害のおそれがある区域〉

土砂災害特別警戒区域 〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

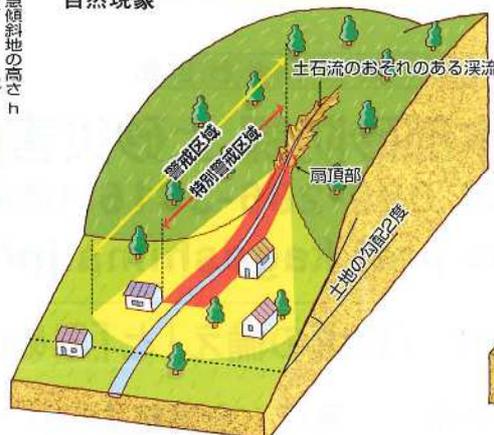
がけ崩れ

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



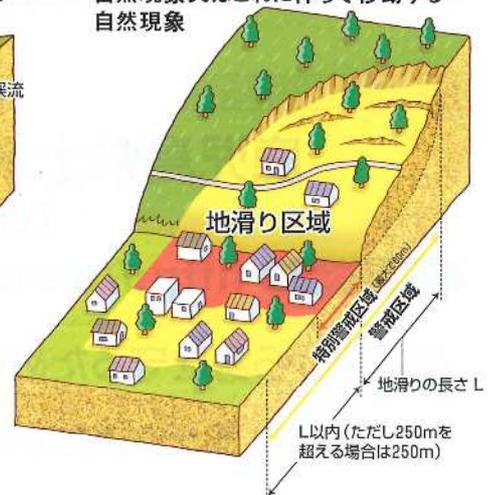
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



「土砂災害防止法」で区域に指定されると…

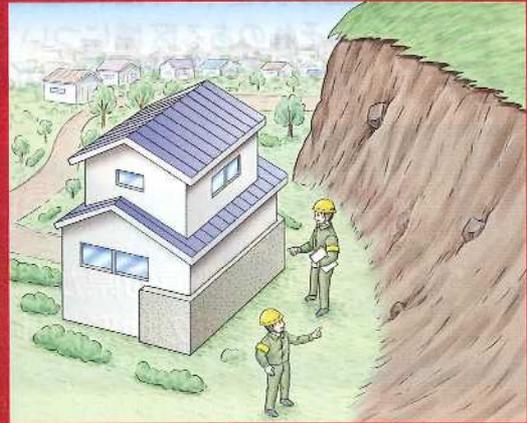


警戒区域では



警戒避難体制の整備

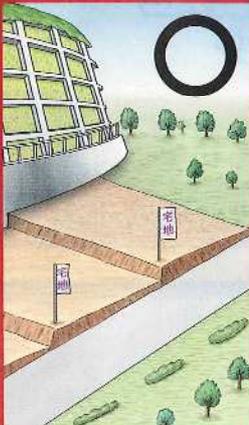
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】



建築物の構造規制

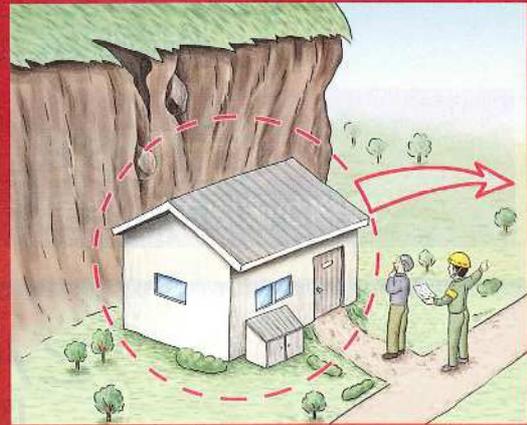
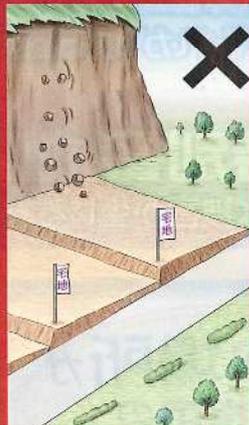
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体】

特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

お問い合わせ先

鹿児島県土木部砂防課 管理係

TEL.099-286-3616 (直通)

県ホームページ <http://www.pref.kagoshima.jp/> (土砂災害に関する情報へ)

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省砂防部

発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設

とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

【社会福祉施設】

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

【学校】

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

【医療施設】

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

※ 上図は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）に関する土砂災害警戒区域等の指定イメージです。

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

※国土交通省砂防部ホームページ（http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html）に「**要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き**」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している**土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること

●●市町村●●課

TEL : URL :

土砂災害警戒区域等の指定に関すること

●●都道府県●●部●●課

TEL : URL :

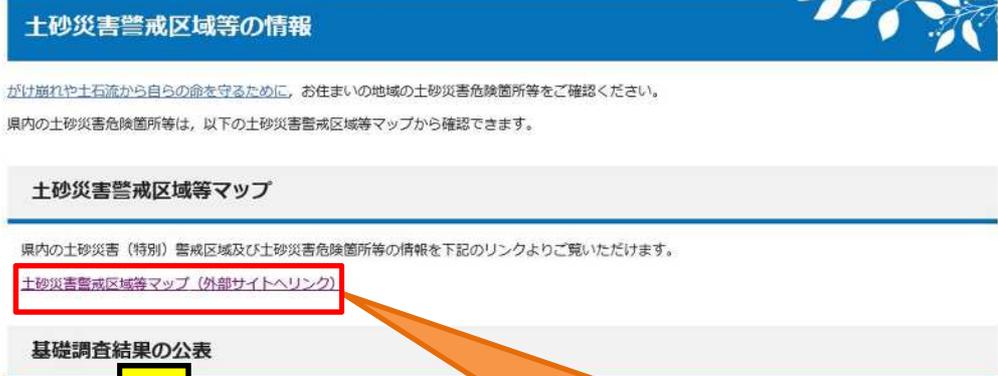
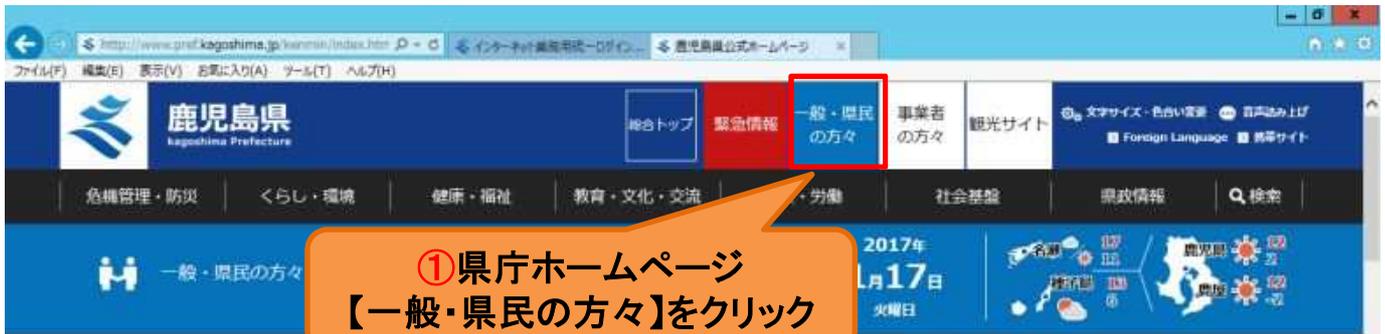
土砂災害防止法の改正に関すること

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html>

土砂災害警戒区域等がインターネットで確認できます

鹿児島県ホームページ <http://sabomap.pref.kagoshima.jp/kagoshima/>

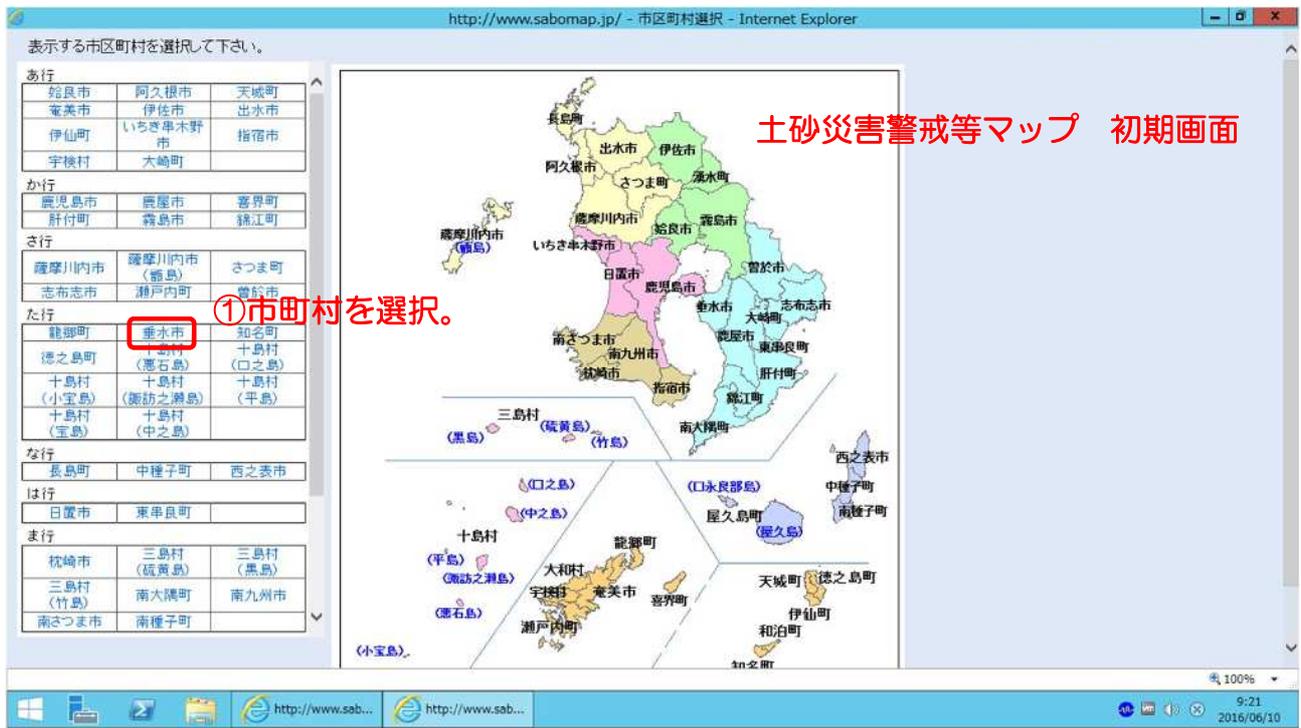


【同意する】をクリック

An orange callout box with a white background and black text pointing to the '同意する' button in the next screenshot, with the instruction '【同意する】をクリック'.



土砂災害警戒区域等マップ 基本操作



土砂災害警戒区域等マップ 情報検索



※県庁砂防課、お住まいの地域の県地域振興局等、市町村役場に備え置いてある公示図書でもご確認いただけます。

問い合わせ先 鹿児島県土木部砂防課 TEL:099-286-3616
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県河川砂防情報システムを運用しています

県庁ホームページから、「鹿児島県河川砂防情報システム」を利用できます。
 このシステムでは、県内全域の降雨状況や土砂災害の危険度指標を1kmメッシュごとに確認できます。
 また、県内市町村の気象警報や土砂災害警戒情報の発表状況や河川の水位情報も確認することができます。
 これらの情報は市町村の発令する避難勧告や、住民の皆さんの自主避難の判断に活用することができます。

携帯・スマートフォンからも見るすることができます。

- ・パソコン版 <http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/>
- ・携帯電話版 <http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/mobile/>
- ・スマートフォン版 <http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/smart/>

パソコン版



携帯電話版



スマートフォン版





県庁ホームページ「一般・県民の方々」をクリック

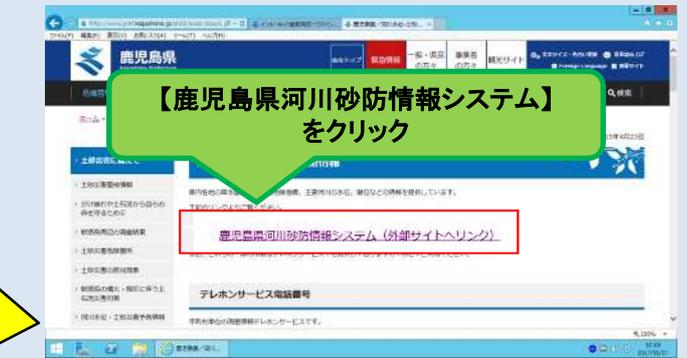


ホームページ中段の【河川水位・土砂災害予測情報】をクリック



市町村毎に土砂災害の危険度指標が色分けされて表示されます。

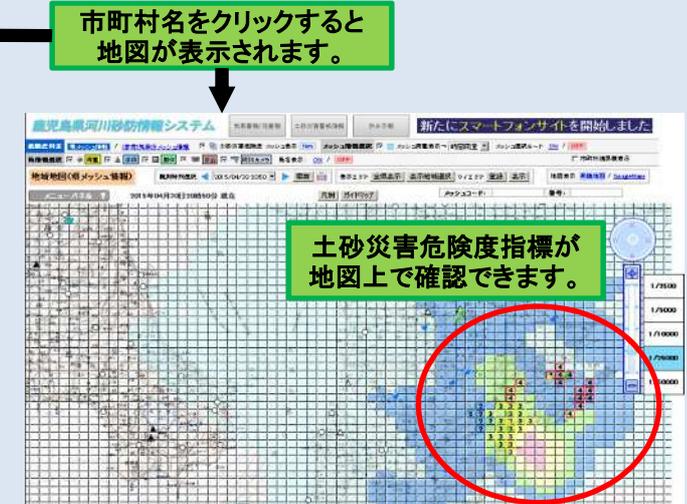
現在発表中の気象警報などが確認できます。



【鹿児島県河川砂防情報システム】をクリック



降り始めからの累計雨量や時間雨量などを確認できます。



土砂災害危険度指標が地図上で確認できます。

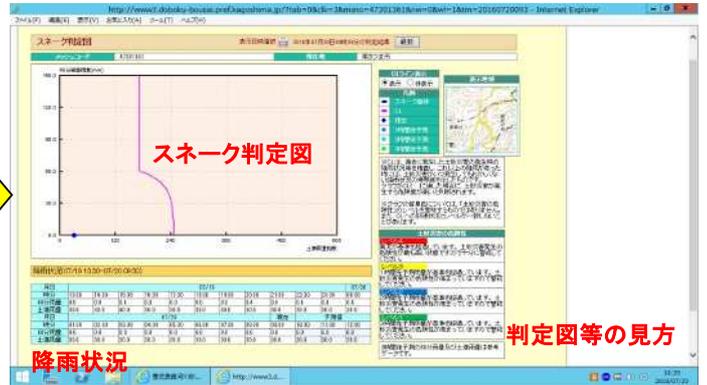
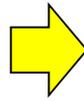
地図上の●や▲などをクリックすると、雨量データや河川水位が確認できます。

土砂災害危険度を1kmメッシュ毎に閲覧可能

■スネーク判定図を表示（パソコン・スマートフォン）【時系列での危険度状況を表示】

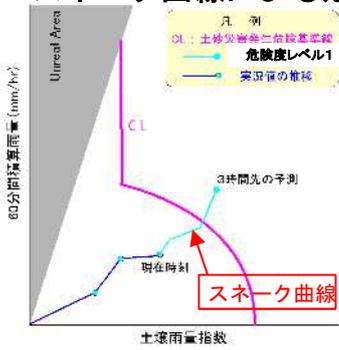


観たい場所をクリックすると、スネーク判定図などが表示される



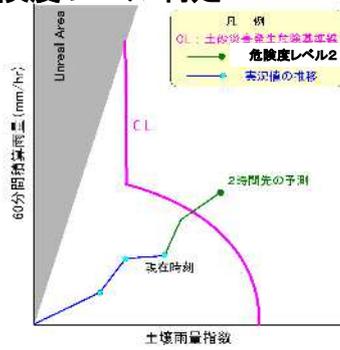
判定図等の見方

スネーク曲線による危険度レベル判定



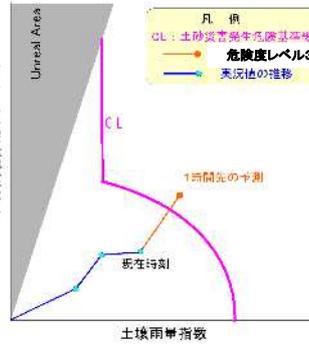
危険度レベル1

今後3時間以内に土砂災害が発生するおそれが高まる状況



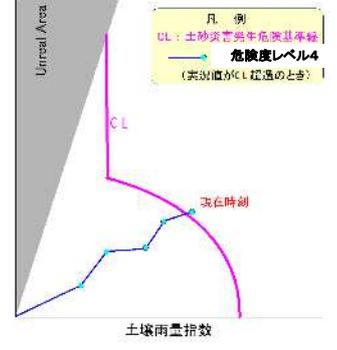
危険度レベル2

今後2時間以内に土砂災害が発生するおそれが高まる状況



危険度レベル3

今後1時間以内に土砂災害が発生するおそれが高まる状況



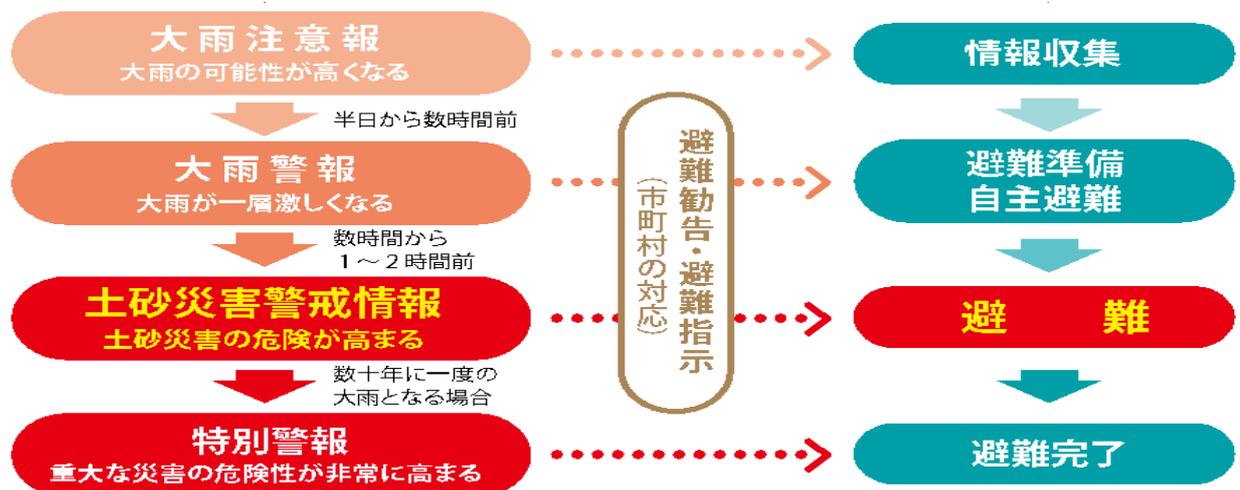
危険度レベル4

いつ土砂災害が発生してもおかしくない状況

「土砂災害警戒情報」とは？

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時に、鹿児島県と気象台が共同で市町村単位で発表するもので、**市町村が行う防災活動や避難勧告等の判断を支援し**、住民の生命と財産を守る情報です。

また、**住民の自主避難の判断等にも利用できる情報**です。



「がけ地近接等危険住宅移転事業」について

本県では、集中豪雨や台風等により、多数の土砂災害が発生しています。

がけ地の崩壊等の恐れがある土地に建っている危険な住宅の移転を促進するため、その移転に要する費用の一部を補助しています。

(最大8,029,000円) 国1/2, 県1/4, 市町村1/4

○危険住宅の撤去及び移転に要する費用（実費）

限度額：802,000円

※賃貸住宅等への移転でも対象となります

○危険住宅に代わる住宅の建設(購入), 土地取得又は敷地造成のため金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額

限度額：7,227,000円（年利8.5%）



対象となる住宅（危険住宅）

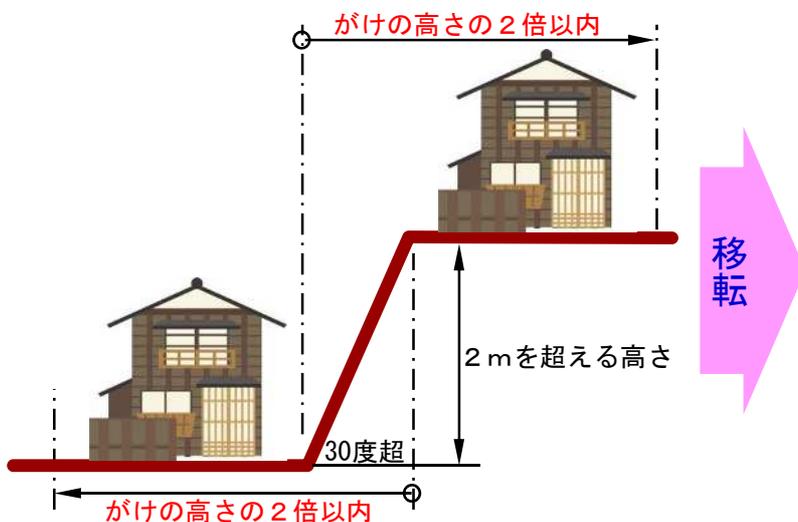
次のいずれかに該当する区域にある既存不適格住宅、又はこれらの区域にある住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁の是正勧告等を受けた住宅

○災害危険区域

○県の建築基準法施行条例に基づくがけの区域（昭和46年9月1日指定）

○土砂災害特別警戒区域

【「がけ」の区域にある住宅のイメージ図】



【移転先の事例】



○新築又は購入
（除却費＋建物助成）



○増築し親族と同居
（除却費＋建物助成）
※建物助成は増築部分のみ



○借家・公営住宅
（除却費のみ）



○親族と同居
（除却費のみ）

お問い合わせは、お住まいの市町村住宅担当課又は県庁建築課監察指導係へ
099-286-2111（内線3739）